

## ふるさと納税の指定納付受託者の指定及び収納事務の私人委託について

### ■指定納付受託者

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおりふるさと納税の指定納付受託者を指定しました。

#### 1 指定納付受託者の名称及び指定した日

| 名称          | 指定した日    |
|-------------|----------|
| 株式会社トラストバンク | 令和4年4月1日 |
| スルガカード株式会社  | 令和4年4月1日 |
| 楽天株式会社      | 令和5年4月1日 |
| PayPay株式会社  | 令和5年4月1日 |
| 株式会社さとふる    | 令和6年4月1日 |
| 株式会社アイモバイル  | 令和6年4月1日 |

#### 2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

寄附金

### ■収納代行事業者

地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき、次のとおりふるさと納税の収納事務を私人に委託しました。

#### 1 委託した私人の名称、所在地及び委託期間

| 名称                              | 所在地                             | 委託期間                   |
|---------------------------------|---------------------------------|------------------------|
| 楽天グループ株式会社<br>代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史 | 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号<br>楽天クリムゾンハウス | 令和6年4月1日～<br>令和7年3月31日 |